

子どもの権利に関する特別委員会委員長中間報告

令和3年第2回定例会において本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっていました「子どもの権利条例の制定」について、6回の委員会を開催いたしましたので、審査経過の概要を下記のとおり報告いたします。

記

【第1回】 審査年月日 令和3年6月24日(木)

第1回の委員会では、子どもの権利条約や権利擁護等に関する基礎資料を確認し、条例制定の方向性として、議員提案による制定を目指して取組を進めていくこと、条例案には子どもの権利に関する事項に加え、権利擁護・救済の仕組みに関する事項も位置付けるとすることを委員間で共有しました。

条例制定に向けたスケジュールについては、令和4年第1回北本市議会定例会への条例案の提出、令和3年度中の制定を目指すことといたしました。また、策定過程においては、執行部のほか、子ども及び子ども関係機関への意見の聴取について市民団体等にも幅広く協力いただきながら、SNSの活用を含め様々な手法を用いて10月及び11月頃に機会を設け実施することとしました。

そのほか、条例案及び逐条解説へのアドバイス業務及びシンポジウム参加講師派遣については学識経験者や弁護士等から適任者を選定して依頼すること、行政視察については候補先として兵庫県川西市、福岡県宗像市及び埼玉県こども安全課を選定し受入可否を問い合わせることを確認しました。

【第2回】 審査年月日 令和3年7月7日(水)

今回から、条例案の検討作業を開始し、条例全体の構成及び総則の具体的な内容について議論しました。条例案については、神奈川県川崎市、北海道札幌市、長野県松本市、兵庫県川西市などの先進市の条例を参考に正副委員長が作成した骨子を基に協議し、条例全体で7章・39条による構成とすることとしました。また、子どもの権利保障の実効性を担保するため、子どもの権利侵害からの救済や施策の総合的な推進に関する内容を位置付けています。

そのほか、令和4年度予算要求に向け、先進市に対して、子どもの権利に関する業務の予算措置状況等についてアンケート調査を行うこととしました。

【第3回】 審査年月日 令和3年7月29日(木)

第3回の委員会では、前回に引き続き条例案の検討を進め、基本施策を一

つの章として位置付けることとし、具体的な内容について議論しました。

そのほか、子どもの権利の具体化に関する規定及び権利の保障に関する規定の具体的な内容について議論しました。

【 第 4 回 】 審査年月日 令和3年8月10日(火)

第4回の委員会では、前回に引き続き条例案の検討を進め、子どもの権利の侵害からの救済に関する規定の具体的な内容について議論しました。

【 第 5 回 】 審査年月日 令和3年8月12日(木)

第5回の委員会では、前回に引き続き条例案の検討を進め、子どもの権利に関する施策の総合的な推進に関する規定の具体的な内容について議論しました。また、執行部や子ども関係施設・団体等関係者へのヒアリングの実施方法について併せて議論しました。

【 第 6 回 】 審査年月日 令和3年9月17日(金)

第6回の委員会では、前回に引き続き条例案の検討を進め、条例における定義に関する具体的な内容について議論するとともに、執行部に条例案の概要説明と今後子ども関係施設・団体等への意見聴取に関する協力を依頼するため、9月27日に開催する本委員会の協議会に出席を要請することを決定しました。

なお、8月19日に予定していた埼玉県こども安全課への行政視察については、緊急事態宣言下の状況を踏まえ、視察前日に、双方合意の上、10月以降に延期・再調整することとしました。

以上がこれまでの審査経過であります。今後更なる調査研究及び議論を深めるため、引き続き閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上報告いたします。

令和3年9月28日

子どもの権利に関する特別委員会
委員長 渡 邊 良 太

北本市議会議長 工 藤 日出夫 様